

宮城県が仙南2市7町と協議した上で指定したものである。

各市町において「どのような景観を守っていくべきか」を念頭に「地域の方に景観を守るといふ意識を持っていた」といふ観点から設定しているため、エリアとしては広範囲で指定されている。

〔質疑〕届出の対象となる建築物や工作物の規模は、どのような根拠で設定されたのか。

〔答弁〕届出の対象となる規模の設定にあたっては、宮城県が実情を調査し、住民の生活に大きく影響が出ないような基準を設けている。一般家庭における建て替えや新築といった場合においては、この基準はほとんど該当しないと判断されたことから、今回この規模として設定されたものである。

〔質疑〕条例第3条第3項において「市民及び事業者に対し、景観形成に関する情報提

供その他必要な施策を講じなければならない」と定めているが、どのような情報提供や施策を考えているのか。

〔答弁〕本年7月1日の条例施行に向けて、市民の意識を高めていくために、現在、市のホームページや広報しろいしなどによるお知らせを準備している。

今後周知を図り、景観形成に関する知識の普及や意識の啓発に努めていきたいと考えている。

### 討 論

#### ◎第25号議案 令和3年度 白石市一般会計予算

予算審査特別委員会(3月2日)および定例会最終日(3月10日)において、第25号議案に対する討論が行われました。

定例会最終日に行われた討論の主な内容は、次のとおりです。

#### 反 対 保科 善一郎

反対の大きな理由として、白石市外二町組合の出資金・負担金補助金にある。

白石市外二町組合への繰出金が、昨年度と同額の予算となっており、このような予算では、病院経営が成り立つとは到底思えない。

平成29年度から令和2年度の期間は、国の指導で全国の自治体病院が、新改革プランに沿った経営改善に取り組み期間でもあった。その新改革プランは、本市も関与し、1市2町からの繰出金を14億円から16億円で立てたものである。

しかし、平成30年度に新改革プランの繰出基準の見直しを行なったため、繰出金が大幅に減額となった。

令和2年度には、病院事業への繰出金の大幅な減額により、収益的収支で現金収支が3億円、資本的収支では5億円と、合計8億円余りの赤字予算編成となった。

そのため、令和2年度の刈田病院の決算見込み額は、健全化法の経営健全化基準の

20%以上を大幅に超える資金不足比率66.2%の見込みとなっている。

今回、病院が資金不足比率10%以内にするためには、18億4千万円以上の資金が必要となるが、資金不足比率20%以下にするためには、コロナ減収債12億5千万円を借り換えしても、病院全体では約3億2千万円が不足になり、本市からは約2億7千万円の資金が必要となる。そのため、昨年同様、今回も補正予算に計上されている。

また、3月の広報しろいしによると、現在、刈田病院は1カ月あたり約1億円の赤字を積み重ね、本年度は約14億円の赤字が見込まれており、金融機関からの借入れや構成市町からの借入金などを含めると、合計約33億円の債務に膨れ上がるとのことである。

しかし、この借金33億円には、国が支援策として打ち出した新型コロナウイルス減収債12億5千万円が含まれており、残りの20億6千万円は、過去3年間に於ける病院に対して

の出資金・負担金・補助金を減額したことによる債務である。

このような財政状況の中、今回の予算が、事前に病院幹部に十分に説明し、今後の対応策も含め、納得を得た上での予算だったのだろうか。病院は、多額の債務を抱えざるを得なくなり、銀行からの融資も難しくなっている現状である。

本市の財政が厳しいことは、十分に理解している。しかし、まちづくりの根幹である、市民の命と健康を守る公立刈田総合病院の経営の安定が求められているのではないだろうか。

現在、刈田病院へ通院している患者の皆さん、日夜、献身的に向き合っている医師、看護師、多くの病院職員の方々は、刈田病院の行く末に大きな不安を抱いている。

病院の経営の安定を願う市民の声も日に日に大きくなり、私自身もそう願う市民の一人である。

以上の理由から第25号議案に反対である。